

# 令和2年度 香港における兵庫県産農林水産物等輸出 プロモーション事業のご案内【参加応募要領】

日本からの農林水産物等の輸出実績第1位であり、日本食が幅広く受け入れられている香港において、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、香港市場への販路開拓・拡大に向けた取組を支援します。

本事業は、香港中心部に位置する日本酒及び日本食取扱店「SAKE CENTRAL」において県産品販売コーナー設置やシェフ・バイヤーとのマッチングサポートを実施することで、県産品の認知度向上と継続的な取引の実現を目指します。

## 1 スケジュール（予定）※現地状況による事業を変更、中止する場合があります。

**枠囲み**：事業者様 要対応

- 9月23日（水） **現地プロモーション 参加申込み締切**  
提出書類1：参加申込書（様式1）  
提出書類2：輸出商品情報シート（様式2）
- 9月24日（木） **参加希望事業者と SAKE CENTRAL によるオンライン事前面談・商品選定**  
9月25日（金） **商品選定**  
9月28日（月） **※商品は原則、SAKE CENTRAL による買取りになります。**  
**のいずれか**（試食・サンプル用商品を除く）  
**※日程の都合が悪い事業者様は別途調整します。**
- 9月29日～ **事業者様と SAKE CENTRAL との香港現地語ラベル作成や輸出手続きにかかる調整**  
**事業者様による香港現地語ラベル添付・梱包・発送作業**
- 10月12日（月） **国内集荷施設に参加商品到着（必着）**  
**※詳細は追ってご連絡します。**

### 【現地プロモーション予定】

- 10月下旬 **SAKE CENTRAL でのテスト販売、シェフ・バイヤー等へのマッチング**  
～（約1ヶ月間） **サポート開始**  
（本格テスト販売 **※店頭では試食販売を予定**  
11/1～11/29） **※今回のプロモーションは事業者様・県職員は渡航しない予定です。**
- 令和3年3月～ **実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）**

## 2 プロモーション内容

### (1) 現地一般消費者を対象としたテスト販売

Sake Central において、県産品販売コーナーを一定期間設置し、一般消費者へのテスト販売を実施します。販売期間中は、現地で販売する適正な価格を設定した上で商品説明や試食・試飲等とともにアンケートを実施するなどして、県産品の購入（消費）動向把握に努め、販売結果や現地消費者の反応を事業参加者へフィードバックすることで、今後の海外向け商品の改良や現地における販路開拓につなげます。

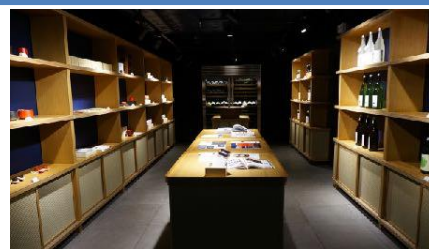
※商品は SAKE CENTRAL による買取りを予定しています。（試食・サンプル用商品を除く）

① 時 期 令和2年10月下旬～11月29日（日）〔予定〕  
（本格テスト販売は令和2年11月1日（日）～11月29日（日））

② 場 所 SAKE CENTRAL  
（S109-S113, Block A, PMQ, 35 Aberdeen Street, Central, Hong Kong）

#### 【SAKE CENTRAL】

香港文化の中心地「中環」の複合商業施設「PMQ」内にあり、日本の食文化を紹介・提案するショップ。ハイセンスな展示販売スペースやバーを併設し、高い集客力と情報発信力を有する。



### (2) レストランシェフやバイヤー等とのマッチングサポート

事業参加者が出品する県産品について、現地のレストランシェフやバイヤー等を集めて商品説明を行い、商品PRを実施します。また、シェフ・バイヤー等からの評価や反応を把握し、事業参加者へフィードバックします。

① 時 期 令和2年10月下旬～11月29日（日）〔予定〕

② 場 所 SAKE CENTRAL

## 3 参加条件

### (1) 参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

ア 兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。

イ 日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していない

こと。

- ウ 加工品の場合、製造日から賞味期限までが原則として90日以上であり、11月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。
- エ 香港の規制等をクリアしているもの。  
(「8 輸入制度について」を参照)
- オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。

## (2) 事業参加者は 以下ア～オの条件をすべて満たすこと

- ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。
- イ ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。  
(事業参加申込みと同時登録で可)
- ウ 商品の輸出に意欲的であること。
- エ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成(画像や文字情報の提供)に遅滞なくご協力いただけること。
- オ 事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

## 4 参加事業者の費用負担

一事業者あたり2万円(出展商品数による違いはありません。)

※ 自らの流通ルートを利用し、必要な商品を事務局指定の期日・場所に確実に配送できるものにあっては参加料無料です。

### (1) 参加料に含まれるもの

- ア 日本国内指定倉庫から香港への参加商品の輸送に係る経費  
(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)
- イ プロモーション料  
テスト販売、マッチングサポート、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

## (2) 参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）

- ア テスト販売・マッチングサポートにおける試食用商品及び商品サンプル
  - イ 日本国内指定倉庫への商品輸送費
  - ウ 輸出にかかる各種証明書取得費用
  - エ 現地対応の栄養成分表示に係る分析費用  
(表示必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖 ※アルコール飲料等例外あり)
  - オ 現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用  
(運営委託事業者が作成しお送りするラベル用データの印刷及び参加商品への貼付)
  - カ その他、上記以外の経費
- ※ 輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。  
各事業者で「8 輸入制度について」に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

## 5 参加商品選定方法

参加商品は、SAKE CENTRAL とオンライン面談の上、選定させていただきます。参加のご希望に添えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

選考結果については、速やかに当協議会から事業参加申込者様へご連絡させていただきます。

なお、商品は SAKE CENTRAL による買取りとなります（試食・サンプル用商品除く）。買取り量、買取り金額については SAKE CENTRAL との相談により決定します。買取り量は、最低発注ロットとは異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 6 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、テスト販売店舗やマッチングサポート先の反応等のプロモーション結果について、フィードバックを実施します。

なお、見積もりやサンプル依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。

## 7 参加申込方法

参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

(メールタイトルに香港プロモーション申込(貴社・貴団体名)と記載してください。)

なお、提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

### (1) 申込書提出先【メールにて送付】

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局(兵庫県農政環境部消費流通課内)

E-mail [shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp)

※ 恐れ入りますが、メール送付後、事務局から3日以内(土日祝除く)に返信がない場合、電話にてご連絡願います。(TEL:078-362-9213)

### (2) 提出期限

令和2年9月23日(水)

### (3) 提出書類: 参加申込書

- ① 参加申込書(様式1)
  - ② 輸出商品情報シート(様式2)
- ※ 今回出展する商品を記載してください。

## 8 輸入制度について

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

内容	URL
香港へ輸出(制度・手続きを知る)	<a href="https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/export/e-proc/">https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/export/e-proc/</a>
貿易・投資相談 Q&A: 香港へ輸出	<a href="https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/hk/export/e-proc/qa/">https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/hk/export/e-proc/qa/</a>
農林水産物・品目別輸出ガイド	<a href="https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html">https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html</a>
香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について	<a href="https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html">https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html</a>

※上記リンク先はJETRO又は農林水産省のHPとなります。

## 9 免責事項

- (1) 本事業終了後、参加商品は試食用・サンプル用商品を含め返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

## 10 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農政環境部消費流通課内）

担当：藤木、寺尾

TEL： 078-362-9213

FAX： 078-362-4276

E-mail： [shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shohiryutsu@pref.hyogo.lg.jp)